

議員提出議案第31号

議会招集権を議長にも付与することを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成22年10月19日

提出者

7番	小 山 たつや	17番	秋 家 聡 明
19番	佐藤 ゆうだい	21番	大 高 た く
24番	池田 ひさよし	25番	米 山 真 吾
27番	小 用 進	31番	三小田 准 一
32番	中 村 しんご	33番	荒 井 彰 一
34番	牛 山 正	35番	く ぼ 洋 子
36番	倉 沢 よう次		

葛飾区議会議長 舟 坂 ちかお 殿

議会招集権を議長にも付与することを求める意見書

鹿児島県阿久根市議会において、市長が議会を招集せず、専決処分の強行を繰り返すという異例の事態が起きた。議会自体は、再三にわたる議長等からの開催要望を受け、開かれることとなったが、議会制民主主義を否定するものであり、議会招集権に対し、大きな問題を提起することになった。

現在、議会の招集権は、地方自治法第101条により、首長のみを与えられているが、阿久根市議会の事例は、地方自治法に基づく二元代表制における議会の在り方として、執行機関のトップである首長だけが議会の招集権を持つことの非合理性を端的に表している。

これを受けて、全国都道府県議会、全国市議会、全国町村議会の3議長会が「一部の自治体の長が法令の規定に違反し、議会の権能を封じ込める異常な事態が発生している」とする緊急声明を総務大臣に提出し、法整備の要望にまで言及した。

現行の地方自治法では、議会には招集の請求を首長に対してできるのみに止まっており、最終的に開催するか否かの決定は、首長に委ねられている。

行政の執行内容を確認するという議会でのチェック機能を担保するためにも、議会の正常な開催が必要不可欠であり、そのためには、招集権を首長だけではなく、議会の代表で

ある議長にも付与することが必要である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、議会招集権を議長にも付与するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。